

ニッケル鉱運搬専用船に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編, C 編, CS 編及び U 編
鋼船規則検査要領 A 編

改正事項

ニッケル鉱運搬専用船に関する事項

改正理由

近年, 主にニッケル鉱を積載運搬中に, 貨物が液状化したことが主な原因と見られる重大海難事故が報告されており, これら重大海難事故を教訓としてニッケル鉱をはじめとした, いわゆる「液状化する恐れのある貨物」の運送に対する関心が国際的に高まっている。

こうした背景を踏まえ, 本会ではニッケル鉱を積載して運航する際の総合的な安全指針として, 「ニッケル鉱 (Nickel Ore) 運送に関するガイドライン」の第一版を 2011 年 5 月に, 第二版を 2012 年 2 月にそれぞれ発行している。

今般, ニッケル鉱をはじめとする「液状化する恐れのある貨物」を運送するために考慮すべき船体強度要件及び復原性要件を規定するとともに, それら要件を適用した船舶に対する船級符号への付記について明記するよう, 関連規定を改めた。

改正内容

主要な改正点は以下の通り。

- (1) 運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する際の特別要件として, 船体構造強度要件及び復原性要件を規定した。
- (2) 前(1)のうち, 運送許容水分値を超える含有水分値を持つニッケル鉱を運送する場合に適用すべき要件については「ニッケル鉱 (Nickel Ore) 運送に関するガイドライン」による旨を規定した。
- (3) 前(1)の適用を受けた運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する船舶に対して, 船級符号に“*Specially Constructed Cargo Ship*” (略号 *SCCS*) を付記するとともに, 貨物についての注記を船級登録原簿に記載する旨を規定した。